令和6年度武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

なお、事業の実施にあたっては、子どもの最善の利益を第一に考え適切に対応します。

【基本方針1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。 そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にするよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

〇人権教育や多様性を生かす教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。特に、子どもの権利条約の理念や子どもの権利条例に示された「子どもにとって大切な子どもの権利」等について、子ども自身が学ぶ機会をつくり理解を促すとともに、子どもの意見表明や子どもの参加の実現に努めます。

また、子どもが自分らしく安心していられる場所としての学校づくり や学級づくりを前提としたうえで、多様性を生かす教育を推進するため に、各教科等や学級活動、児童会・生徒会活動において子どもたちの様 々な意見を基に、対話を通じた相互の合意形成を目指す取組を進めます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。 子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められる ことと併せて、いのちを大切にする心や思いやりの心等の豊かな人間性 の育成を目指します。

これらの取組をはじめとした学校の教育活動全体で、子どもの自己肯定感や自尊感情を育くみます。

〇いじめ防止の推進

「武蔵野市子どもの権利条例」「武蔵野市いじめ防止基本方針」等を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「SOSの出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めることの大切さの指導及び、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

〇武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を推進します。各学校では、自校の特色を生かした探究的な武蔵野市民科カリキュラムを教科等横断的に計画・実施し、取組を積極的に発信します。研究開発校にて開発した探究的な学習過程の工夫を各校と共有するとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会にて、小・中学校の連携について検討します。

〇長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動(セカンドスクール・プレセカンドスクール)は、 子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決す る意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、 さらなる充実を図ります。

特に、長期宿泊体験活動検討委員会で整理した資質・能力の育成を目指し、発達段階に応じた活動内容を各校工夫し、系統性ある活動を実施します。また、長期宿泊体験活動検証委員会を発足し、セカンドスクール等の体験によって、どのような資質・能力が育まれているのかの効果検証を行うと共に、持続可能な事業の在り方について検討を行います。

【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

ま た 、 す べ て の 学 び の 基 盤 と な る 言 語 能 力 や 情 報 活 用 能 力 、 問 題 発 見

・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

〇言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動を推進します。そのために、教育課題研究開発校の研究成果を各校で生かしていくとともに、各教科等において、基礎的・基本的な知識及び技能の確かな習得を図ります。また、探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努め、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

〇英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、研修の充実を進め、ALT(外国語指導助手)と学級担任(または教科担任)によるティーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

〇学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、学校図書館長(校長)を中心に子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりするなど、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を計画的に強化します。配置時間を拡充した学校司書について、その効果をより確実なものにするために、学校図書館開放の実施や図書館による支援を進め、読書活動の推進に関する教員との打ち合わせなどを充実させます。新聞の配備や様々な種類の図書に触れら

れるよう新書の導入や蔵書割合の見直し、授業における学校図書館の活用を推進します。

また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

〇ICTを適切かつ効果的に活用した授業の実施・促進

「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、各校で子どもたちがICTを授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。また、引き続き、ICTサポーターによる授業支援を進めるとともに、学習者用コンピュータ通信等により、取組の様子等を発信していきます。

〇デジタル・シティズンシップ教育の推進

「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度やスキル』を身に付ける」ことを「デジタル・シティズンシップ教育」と定め、子どもたちが自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、子どもたちの実態に応じ、意図的・計画的な活用を推進します。活用にあたっては、人権教育・情報モラル教育の視点をもち、学校内外で適切に活用することを促すために、各教科等の中で着実に指導することや、家庭での活用に関する約束づくりや振り返りに関する啓発資料の提供を行うと共に、学校公開の機会などを通じて家庭や地域と連携を図る理解・啓発を行います。

〇論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの理科的な見方・考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた効果的な習熟度別指導を実施し、子どもたち一人一人の数学的な見方・考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学など科学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、計画的かつ効果的な学習活動を行います。

【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な指導を行う連続性のある多様な学びの場を用意します。併せて、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場での活動の充実を図ります。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

〇特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行うため、それらの支援提供体制について整備を進めます。医療的ケアが必要な子どもたちに対応するため、関係機関との連携により支援体制を整備します。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

〇連続性のある多様な学びの場における特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、連続性のある多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた特別な指導を行います。併せて、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習については、活動内容の周知や学級設置校間の情報共有により、理解の促進と活動の拡充を図ります。さらに、ホームページなどで特別支援教育や就学相談に関する情報発信を充実することにより、子どもたち、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

特別支援学級については、都立特別支援学校や関係機関との連携や I C T機器の活用などにより、指導支援体制づくりを進めます。また、令和 7 年に予定している第五中学校の知的特別支援学級の設置に向け、必要な協議や準備を進めます。

障害者の権利に関する条約の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。

¹ インクルーシブ教育システム

市立全小中学校に設置した特別支援教室においては、拠点校と子どもたちの在籍校が連携して、対象となる子どもたちの状態に応じた指導を行います。

〇不登校の子どもたちへの支援の充実

全中学校区に配置しているスクールソーシャルワーカーの活動の充実や、家庭と子どもの支援員の配置拡充などにより、不登校の子どもたちへの各校の校内支援体制を強化します。また、不登校の子どもたちの教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームとむさしのクレスコーレの相談機能の拡充や支援につながっていない子どもたちへのアウトリーチ活動、ICTを活用した新たな学びの場について検討します。

学校とフリースクールとの連携を進めるとともに、教職員や保護者の不登校に関する理解を促進します。

〇切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない子どもたちと保護者への相談支援を進めます。

【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、感染症を含めた健康や安全に関する課題を発見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

〇様々な感染症への対応

子どもたちの教育を受ける権利を保障するため、学校における様々な感染症の感染リスクを可能な限り低減しながら、学校運営を行います。 各校においては、最新の感染状況に基づき子どもたちの健康把握や手洗いの徹底、教室内の換気などの感染症対策を進めます。

〇安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育(セーフテイ教室等)、交通安全教育(交通安全教室等)、防災教育(地域と連携した防災訓練等)の充実を図ります。また、校務支援システム「校支援」の「保護者連絡帳機能」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

〇体カ向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、 体力向上や家庭と連携・協力した生活習慣の向上などの健康づくりの取 組を充実させます。運動能力の向上を図るため、東京都児童・生徒体力 ・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果などを活用し、子どもたちの 運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや各学 校の特色を生かした取組などを奨励し、日常的な運動習慣の形成に努め ます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

〇食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域人材の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。学校給食桜堤調理場においては、地域食育ステーションを活用し、給食試食や調理体験など食育の取組を進めます。学校給食費の無償化については、国や東京都の動向を注視するとともに、その効果や市独自で行うことの必要性など様々な観点から検討を進めます。

【基本方針 5 】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立します。子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信し、双方向の意見交流を深めるなど、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、連携・協働するための仕組みづくりに取り

組みます。

〇主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現や指導と評価の一体化を目指し、 校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校におけるOJT2を積 極的に推進します。

特に、学びに向かう力の涵養を目指し、各校の特色ある教育活動や校 内研究の成果を基に作成した「授業改善推進プラン」を推進し、「全国 学力・学習状況調査(質問紙調査)」の結果や学校評価等の機会に取組 を振り返り、改善を図っていきます。

また、若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、 教 育 ア ド バ イ ザ ー 等 に よ る 支 援 を 一 層 充 実 し ま す 。 さ ら に 、 都 や 市 主 催 の研修や武蔵野市立小中学校教育研究会の研究の他に、教員が専門性を 深めるため、東京都教育委員会認定団体や民間研究団体の研修会へ参加 するための費用を補助し、主体的な研鑽を推奨します。

引き続き、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学 校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図 ります。

〇学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」 を実現するため、「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の報告書 に基づいたモデル校(2校)を中心に、学校運営協議会機能を加え、地 域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地 域学校協働活動の促進を図ります。また、令和7年度からの全校実施に 向け、モデル校の成果と課題の検証やガイドラインの見直し、広報や啓 発活動を行うとともに、各校の協議会を充実させます。

〇学校における働き方改革の推進

教員の働き方改革は、教員が心身ともに生き生きと健康に子どもたち に向き合う環境を整える、子どもたちの教育環境改善のための取組であ ることを念頭に、改定した「武蔵野市立学校における働き方改革推進実

² O J T

on the job trainingの略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意 欲、態度などを意識的、計画的、継続的に高めていく取組。学校内における 人材育成の取組で、校長・副校長や先輩教員からの指導などを指す。

施計画〜先生いきいきプロジェクト2.0〜」に基づき、出退勤システムによる働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めます。定時退勤日や長期休業中の学校閉庁日の実施と併せて武蔵野学校情報システム(MSIS(エムシス))や、クラウドサービスの活用をはじめICTを活用した校務の軽減について引き続き取り組みます。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、計画的な拡充が完了 した市講師の配置による教員の業務量の軽減や、スクールソーシャルワ ーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーターによる地域人材 の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、大会等への引率も可能な部活動指導員を拡充するとともに、 部活動コーディネーターを配置し、持続可能な部活動のあり方を検討し ます。

【基本方針6】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、 学校施設の整備、充実に努めます。

〇児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、改築事業を進めます。

第五中学校については、新校舎及び新体育館の改築工事を令和7年1 月末に完了し、令和7年度1学期からの使用開始を目指します。

第一中学校については、新校舎及び新体育館の改築工事を令和7年10 月末に完了し、令和7年度3学期からの使用開始を目指します。

第五小学校及び井之頭小学校については、令和5年度に行った基本設計に基づき、実施設計を行います。

上記以降に改築を予定している学校については、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ、全市的な視点から課題を検討します。

また、改築するまでの施設についても、自然災害リスク等に備えて計画的な予防保全を継続するとともに、点検・修繕を着実に行うことにより、良好な施設環境を確保します。

さらに、児童・生徒数の増加や小学校35人学級の導入等にも適切に対応します。

【基本方針 7】 生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える、学びおくりあう機会を充実することにより、

生涯学習を通したまちづくりを推進します。

また、国際大会等のレガシーを生かし、市民のスポーツ活動の推進や多様な文化活動の振興に取り組みます。

〇学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」(学びを全ての人々に)を掲げ、共生社会の実現を念頭に、市の公式LINE等を活用し、積極的な情報提供を推進します。

第二期生涯学習計画の中間期にあたり、計画の進捗を測るとともに、 多様な市民ニーズを考慮し、新しい時代の事業テーマを取り扱うため、 市民アンケート調査を実施します。

〇学びを広げ、他者とつながる活動の支援

武蔵野地域五大学と連携し、大学生と一緒に学ぶ市寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施します。

また、「生涯学習事業費補助金」及び「子ども・文化・スポーツ体験活動団体事業費補助金」について、事業実施後に交付団体による報告会を継続し、団体相互が情報交換をして協力・連携できる場を提供します。

〇「学びをおくる」生涯学習社会の推進

将来の地域の担い手を育成するため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。土曜学校の「サイエンスクラブ」については、参加した子どもたちが学びの成果を「むさしのサイエンスフェスタ」で生かせるよう、理科の研究・実験等を楽しみながら体験できるプログラムを実施します。

また、個人の学びを他者へ伝える仕組み作りを検討します。

〇学びを支える生涯学習施設の整備

生涯学習の推進拠点の一つである市民会館の機能の維持と長寿命化を 図るため、第2期公共施設等総合管理計画に基づき、大規模改修を行い ます。令和6年度は、大規模改修工事に向けた実施設計を行います。

〇市民の芸術・文化活動の支援

市民の誰もが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、第二期生涯学習計画や武蔵野市文化振興基本方針に基づき、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の活動支援を通して、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。

また、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るための取組を支援します。

〇誰もがスポーツを楽しめる機会の創出

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力 ・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。

市民や、学校教育との連携により、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

〇スポーツを支える担い手づくりと活動支援

スポーツの意義や楽しさを伝えつつ、スポーツを通じた人間的成長や 人格・人権・多様性に配慮できる指導者を養成するため、武蔵野市スポーツ協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等と連携し、講習会や学びの場を提供します。また地域でのスポーツに関する指導や大会運営など、様々な活動の場へのマッチングを行いスポーツボランティアとしての活動の定着を図ります。

地域と連携し、市立学校の部活動支援等を検討します。

〇スポーツに親しむ環境づくり

市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図るため、総合体育館の大規模改修工事に向けた基本設計・実施設計を行います。また、市営プールについては、第二期スポーツ推進計画で示された方向性や第六期長期計画・調整計画等を踏まえ、専門家による有識者会議等を開催し、整備方針を決定します。

さらに、旧桜堤小学校跡地は、隣接する市立学校の改築等整備状況を 勘案し、当面は近隣の小・中学校の校庭等として活用します。

〇武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を活用し、分野横断的なスポーツの楽しみ方を創出します。

国際スポーツ大会のレガシーを生かし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出、充実します。また、スポーツが、健康づくりはもとより、仲間づくりにつながるよう、継続のための取組を推進します。

【基本方針8】 歴史文化の継承と創造

市民が武蔵野の歴史や文化に触れ、理解を深めるため、武蔵野ふるさと歴史館等における企画展等に加え、小学生から社会人まで切れ目ない博学連携事業やボランティア育成講座等の様々な事業を行うことにより、歴史文化の継承と創造を図ります。また、歴史公文書については、公文書専門員の専門的知識を生かした選別、移管、保存に取り組み、展示等を通して歴史公文書の利活用を行います。文化財については、市指定文化財の指定などにより、保護・普及に努めます。

〇文化財の保護・普及

先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に引き続き努めます。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財を指定するだけでなく、企画展やワークショップ等を通じて、その周知と利活用を図ります。

また、悉皆調査によって収集された民俗資料の調査・研究・価値づけを行います。

〇歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であり、その選別・収集・保存に留まらず、展示等によって利活用を図ります。中島飛行機関連の資料については引き続き展示を行い、収蔵資料管理システムを活用した利活用を図ります。

また、武蔵野市百年史編さんにあたり収集した資料は目録に基づいて選別・収納を行います。

〇武蔵野ふるさと歴史館の充実

開設10周年に伴い、常設展示等のリニューアルを行います。近現代等の展示内容の充実を図るとともに、課題であった展示替えが可能な展示

設備への改修を行います。

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフェローシップ(特別研修員)制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを継続します。

事業内容のより詳細な情報発信、周知、拡散のため、SNSの活用を さらに進めます。

併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・ 考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、 図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

〇質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来の図書館業務の枠を越えた新たな専門性を持つ職員を武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき育成する必要があります。司書講習への派遣による中央図書館職員の専門性の向上に加え、市と指定管理を受託している(公財)武蔵野文化生涯学習事業団との職員相互派遣により指定管理団体職員にも図書館行政経験の蓄積を進め、分館を含めた図書館全体でその相乗効果を得ることで、利用者への質の高い図書館サービス提供につなげていきます。また、図書館運営には市の直接的な関与とともに市民参加がより重要となることから、そのための推進を図ります。

〇地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、武蔵野市立図書館除籍基準及び除籍ガイドラインに基づき計画的な除籍を進めながら、

3 館の個性に沿った資料収集の強化を図るとともに、来館困難者への図書館サービスの向上を図るため電子書籍サービスの充実を図り、利便性を向上させます。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することが期待できるデジタル情報の活用を進めます。

〇図書館の活用と情報収集の支援

A I が普及し、個人が手軽に活用できる状況となった現在でも、読書の感動や発見の喜びは不変であることから、利用者のニーズに合わせた情報提供や事業を行います。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

〇市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館が有する資料、場、人材(図書館員)を活用して、地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などとの協力・連携を進め、市民の課題解決を支援します。

〇子どもたちの読書活動の充実

子どもたちが読書を通じて、豊かな心を培い、自ら学ぶ力を身に付けることで、生きる力を育みます。

乳幼児期には、読み聞かせ等により子どもとのコミュニケーションが深められる取組を充実します。その後も、読書を通じて好みの本の傾向が現れ、知的興味に応じ一層幅広く多様な読書ができるようになっていく子どもたちの成長過程に合わせて、手に取って読みたくなるような蔵書の充実やICTを活用した情報活用能力の育成、居場所づくりに取り組むとともに、子どもたちの読書活動の推進などに資するよう、学校図書館システム検討を含めた学校図書館支援を行います。